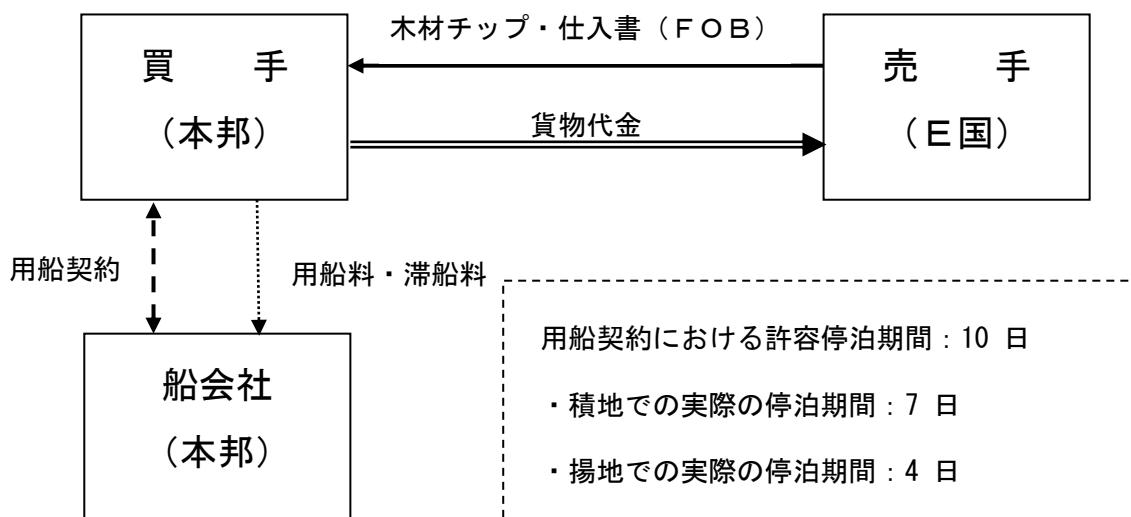


39. 積地及び揚地の停泊期間を合算した

許容停泊期間により算出される滞船料



【照会要旨】

当社（買手）は、Edo所在の売手から木材チップを購入（輸入）しています。

当社は、輸入貨物を本邦まで運送するための用船契約を船会社との間で締結しています。当該契約において、許容停泊期間は 10 日であり、積地及び揚地の停泊期間を合算して、許容停泊期間を超えた場合は滞船料を計算するとされていますが、今般、輸入貨物を運送する船舶が積地で 7 日間、揚地で 4 日間停泊しました。そのため、積地及び揚地における日数を合算すると停泊期間は 11 日となり、当社は用船料と別に許容停泊期間を超えた 1 日分の滞船料を船会社に支払うことになりました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払った 1 日分の滞船料はどのように取り扱われますか。

【回答要旨】

上記の取引において、積地の停泊期間に対応する滞船料は輸入貨物の課税価格に算入されますが、揚地の停泊期間に対応する滞船料は輸入貨物の課税価格に算入されません。よって、貴社が船会社に対して支払った 1 日分の滞船料のうち、積地の停泊期間に対応する額を合理的に算出し、当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終

的に支払われる費用をいいます。ただし、輸入貨物の運送に関し、輸入港において発生する滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱うこととされています。

【計算例①】

上記の取引においては、積地及び揚地の各許容停泊期間が定められておらず、許容停泊期間（10日）は積地及び揚地の停泊期間を合算して、滞船料を計算するとされています。この場合、貴社が船会社に支払った1日分の滞船料の額を実際の全停泊期間（11日）で除して、積地での実際の停泊期間（7日）を乗じた額を輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃の一部として、当該輸入貨物の課税価格に算入する方法が考えられます。

$$\text{加算額} = \text{滞船料} \div \text{全停泊期間} \times \text{積地の停泊期間}$$

また、この場合、当該滞船料を実際の全停泊期間（11日）で除して、揚地での実際の停泊期間（4日）を乗じた額は、揚地において発生したものとして、輸入港までの運賃の計算上考慮されません。

【計算例②】

貴社が希望する場合であって、客観的かつ数値化された資料（船会社が発行した1日あたりの荷役量に係る資料等）及び説明により、当該許容停泊期間を積地及び揚地に係る期間に合理的に按分することができるときは、当該許容停泊期間を基に、積地及び揚地の滞船料を算出することもできます。

なお、「客観的かつ数値化された資料（船会社が発行した1日あたりの荷役量に係る資料等）」とは、次のような資料が考えられます。

- ・買手と売手との間の売買契約書（買手が船会社へ支払う積地滞船料を売手が負担するため、売手との間で取決めた輸出港の許容停泊期間が記載されているもの）及び買手と国内販売先との間の売買契約書（買手が船会社へ支払う揚地滞船料を国内販売先が負担するため、国内販売先との間で取決めた揚地の許容停泊期間が記載されているもの）
- ・積地及び揚地それぞれの許容停泊期間が規定されているが、滞船料の計算は積地及び揚地の許容停泊期間を合算して行う旨の規定がある用船契約書

（注） 許容停泊期間を積地・揚地で合算して、滞船料請求額を計算するとされている場合において、積地側の滞船料を按分計算するための日数は、許容停泊期間経過後の超過した停泊日数（いわゆる Laytime Lost）ではなく、「実際の停泊日数（いわゆる Laytime Used）」になります。

《参考》

許容停泊期間 10日	滞船料発生 1日分
全停泊日数（実際の停泊日数） 11日分	
積地 7日間	揚地 4日間

※全停泊日数のうち、積地、揚地 それぞれに占める割合を算出

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号

関税定率法基本通達 4-8(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）